

別添

三重県立志摩病院
指定管理条件(骨子案)

(修正版)

目 次

I 指定管理者が行う業務

1 病院の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 診療科
- (4) 許可病床数
- (5) 病院機能
- (6) 承認基準
- (7) 敷地面積
- (8) 建物面積・構造
- (9) 主な施設及び設備等

2 管理の基準

- (1) 法令等の遵守
- (2) 許認可の取得
- (3) 休診日及び診療時間
- (4) 環境への配慮
- (5) ユニバーサルデザインへの配慮
- (6) 県施策への協力
- (7) 帳簿の記帳
- (8) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
- (9) 管理に関する情報の公開
- (10) 暴力団等による不当介入への対応

3 職員の研修等

- (1) 研修等
- (2) 再就職を希望する職員の受入れ

4 指定管理者が行う業務

- (1) 診療等に関する業務
- (2) 施設の管理に関する業務
- (3) 手数料の徴収に関する業務
- (4) その他、病院事業の管理者が必要と認める業務

5 指定管理者の指定及び管理運営期間

6 指定管理者の申請資格

II 指定管理者が実施すべき医療機能

1 実施すべき医療機能

- (1) 基本的医療機能
- (2) 標榜診療科
- (3) 外来診療体制
- (4) 入院診療体制
- (5) 看護
- (6) 医療の質の向上に向けた取組み
- (7) 地域医療全体の質の向上に向けた役割
- (8) 患者及び来院者へのサービス提供
- (9) 入院患者等の引継について
- (10) 病院及びスタッフ管理（医師・看護師・事務等）の体制

2 政策的医療機能

- (1) 医師・看護師等の人材育成
- (2) 救急医療の確保
- (3) 災害時医療
- (4) へき地医療
- (5) 医師及び看護師等の研究研修について
- (6) 高度医療部門の運営
- (7) 特殊医療
- (8) 精神科身体合併症医療

3 指定期間を通じて達成すべき成果指標

4 その他

III 指定管理に関する基本的事項について

1 指定管理の協定

2 会計・経理の原則

3 経費に関する事項

- (1) 指定管理料について
- (2) 指定管理者の収入として想定されるもの
- (3) 指定管理者負担金
- (4) 指定管理料の支払い

4 管理に関する報告・指示等

- (1) 事業報告書の提出
- (2) 報告・指示等

5 県と指定管理者との責任の分担

6 医療事故等への対応

I 指定管理者が行う業務

1 病院の概要

- (1) 名称 三重県立志摩病院
(2) 所在地 志摩市阿児町鵜方1257
(3) 診療科 内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、神経内科、放射線科
(4) 許可病床数 350床（一般病床250床、精神科病床100床）
(5) 病院機能 二次救急医療施設、災害拠点病院（地域災害医療センター）、難病医療協力病院、臨床研修病院、へき地医療拠点病院、日本医療機能評価機構認定病院
(6) 承認基準 一般病棟 10:1 入院基本料、精神科病棟 15:1 入院基本料
(7) 敷地面積 27,117.35 m²
(8) 建物面積・構造 建築面積 9,688.728 m²、延床面積 26,502.965 m²
(病棟、精神科病棟、外来診療棟、管理検査棟、西診療棟、アンギオ棟、作業療法棟、立体駐車場)
(9) 主な施設及び設備等 屋上ヘリポート、免震装置（外来診療棟）、手術室（無菌手術室1室、一般手術室4室）、人工透析室（17床）、CT（1台）、MRI（1台）、シンチカメラ（1台）、アンギオ装置（1台）、電子カルテシステム、再来受付機（2台）

2 管理の基準

（1）法令等の遵守

指定管理者は、志摩病院の管理運営にあたり、以下の法令等を遵守しなければなりません。

- ①地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ②地方公営企業法（昭和27年法律第292号）
- ③医療法（昭和23年法律第205号）
- ④薬事法（昭和35年法律第145号）
- ⑤健康保険法（大正11年法律第70号）
- ⑥労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ⑦労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ⑧三重県病院事業条例（昭和41年三重県条例第60号）
- ⑨三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）
- ⑩三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）
- ⑪その他志摩病院を管理運営するための業務に関する全ての法令等

(2) 許認可の取得

指定管理者は、志摩病院の管理運営の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。

(3) 休診日及び診療時間

診療時間、休診日は病院事業条例で定めることになっています。

現行は次のとおりです。

①診療時間 午前8時30分から午後5時15分まで

②休診日 ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 環境への配慮

施設の管理にあたっては、電気等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、グリーン購入などの環境配慮を行ってください。

(5) ユニバーサルデザインへの配慮

指定管理者は、施設内の人との動線や案内方法について誰もが使いやすく、わかりやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインに配慮してください。また、バリアフリー化を心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示板等に配慮して下さい。また、指定管理者は、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の趣旨にのっとり、管理運営を行って下さい。

(6) 県施策への協力

本県では、人権尊重社会の実現、男女共同参画社会の実現、持続可能な循環型社会の創造に向けた環境保全活動、ユニバーサルデザインのまちづくり、次世代育成支援、地震防災対策などの施策を進めており、これらの施策について十分理解していただくとともに、県に協力し寄与してください。

(7) 帳簿の記帳

指定管理者は、志摩病院の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存するものとします。また、これらの書類について、県が閲覧を求めた場合は、これに応じるものとします。

(8) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第13条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、志摩病院の管理に関して知り得た情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはなりません。

(9) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の趣旨にのっとり、志摩病院の管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(10) 暴力団等による不当介入への対応

指定管理者は、管理業務を実施するにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（必ずしも合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。）を受けたときは、次の対応を行ってください。

- ア 断固として不当介入を拒否すること
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
- ウ 県に報告すること
- エ 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと

3 職員の研修等

(1) 研修等

医師、薬剤師、看護師、医療技術職員等に対する研修や自己研鑽のための制度を整備することとします。

(2) 再就職を希望する職員の受入れ

指定管理者は、再就職を希望する職員を優先的に採用することとします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 診療等に関する業務

入院診療、外来診療等の志摩病院が提供する医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、靈安、受付、会計等すべての業務）

(2) 施設の管理に関する業務

①施設及び設備の維持管理業務

- * 施設及び設備の維持・修繕は、必要に応じて指定管理者が自らの費用負担で行うものとします。なお、管理にあたっては、法令等に定める有資格者を配置していただきます。
- * 施設及び設備の改良・大規模改修（経年劣化によるもの）は、必要に応じて指定管理者と県で協議を行うものとします。

②物品（医療機器、什器備品類等）管理業務

* 物品の更新は、必要に応じて指定管理者が行い、費用についても原則として指定管理者の負担とします。（費用負担について、提案等あれば別途協議します。）

（3）手数料の徴収に関する業務

「三重県病院事業条例」に基づく文書料等の手数料の徴収。

* 徴収金は三重県病院事業会計へ納入していただきます。

* 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく収納事務委託契約を別途締結します。

（4）その他、病院事業の管理者が必要と認める業務

県民への情報提供機能、地域医療の質向上のための取組み等については今後協議のうえ定めるもの。

5 指定管理者の指定及び管理運営期間

平成22年度内に指定管理者を指定するものとし、病院の管理運営期間については、平成24年度から平成33年度までの10年間を予定しています。

6 指定管理者の申請資格

申請の資格を有する者は、指定期間中、安全円滑に病院を管理することのできる、次の①から⑦までのいずれかに該当する法人又は団体であるものとします。

- ①医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（病院に限る。）の開設者（都道府県、市町村を除く）
- ②国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの
- ③地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- ④私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- ⑤社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの
- ⑥一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定による一般社団法人又は一般財団法人のうち、病院の運営を目的とするもの
- ⑦医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人

II 指定管理者が実施すべき医療機能

志摩地域唯一の中核病院として、地域医療を守り、救急医療、災害医療などの役割を担うこととします。

1 実施すべき医療機能

(1) 基本的医療機能

- ①日常的に必要な医療を提供すること。
- ②急性期医療を提供すること。
- ③地域住民ニーズや他の地域医療機関との病診連携を基本に、役割分担を踏まえた特色ある医療を実施すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 病院経営の理念
- イ 病院の運営方針
- ウ 医療機能の特色

(2) 標榜診療科

現行標榜診療科の維持並びに回復を前提に診療体制の充実を図ること。

[内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、神経内科、放射線科]

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 実施する診療科目について

上記以外の診療科を設置する場合や独自の標榜科名を用いる場合は、その診療科名及び上記診療科名との関連等を示すこと。

- イ 産婦人科について

産婦人科の診療を再開するとともに、診療体制等の充実に向けた方針を具体的に示すこと。

- ウ 小児科について

小児科の救急診療など、診療体制等の充実に向けた方針について、具体的に示すこと

(3) 外来診療体制

- ①各診療科の診療体制については、患者が受診しやすいよう配慮すること。
- ②県民の医療需要に対応した専門外来等を実施すること。

- 以下について提案あるいは考え方を示すこと。
 - ア 外来診療日・時間、専門別診療日などについて
 - イ その他、外来に関することについて

(4) 入院診療体制

- ①看護単位は、一般病床において、10：1以上、精神科病床では15：1以上の基準看護を充足すること。
- ②安全管理、感染管理に十分配慮した運営を行うこと。
- ③運営中の病院の入院診療関係マニュアルがある場合は提出すること。

- 以下について提案あるいは考え方を示すこと。
 - ア 病棟単位（単科、混合等）について
 - イ 各病棟の夜勤体制、交代勤務体制について
 - ウ 入院時の食事（治療食）の種類・内容・提供方法等について
 - エ 病棟薬剤業務など入院診療に対する各中央部門の関わり（役割）について

(5) 看護

- ①看護部門の組織を確立し、適切な運営を行うこと。
- ②患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。
- ③看護基準・手順が定められていること。
- ④体系的な継続教育を行うこと。

- 以下について提案あるいは考え方を示すこと。
 - ア 看護部門の理念及び目標を示すこと。
 - イ 看護管理体制の組織図を示すこと。
 - ウ 継続教育の体系を示すこと。
 - エ 専門領域において、特別な看護活動ができる人材の育成及び活用の考え方を示すこと。
 - オ その他、看護体制に関することについて

(6) 医療の質の向上に向けた取組み

- ①安全管理に基づく医療の提供を行うこと。
- ②院内感染対策を行うこと。
- ③医療倫理に基づく医療の提供を行うこと。
- ④医療データベースの構築と情報提供を行うこと。

- 上記についての提案あるいは考え方を示すこと。

(7) 地域医療全体の質の向上に向けた役割

- ①地域医療機関との連携・支援、地域医療の質向上のための取組みを行うこと。
- 上記について提案あるいは考え方を示すこと。

(8) 患者及び来院者へのサービス提供

①患者及び来院者の利便性やサービスに資するために種々のサービスを行うこと。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 施設サービスについて

イ 外来・入院患者向けサービスについて

ウ その他患者及び来院者の利便性やサービスに資するための方策について

(9) 入院患者等の引継について

①在院している入院患者及び通院している外来患者を引き継ぐこと。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 入院患者・外来患者の別に具体的な引き継ぎ方法を示すこと。

(10) 病院及びスタッフ管理（医師・看護師・事務等）の体制

①病院及びスタッフの管理体制については「医療の質の向上」を基本としたものとすること。

②職員の確保については、特定の出身母体（大学及び医局等）に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること。

③意志決定・指示・報告等の責任体制を病棟・外来・各部門ごとに明確にした体制を整備すること。

④運営中の病院の管理運営に関するマニュアルがある場合は提出すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 医師、看護師その他病院職員の確保・採用・配置について

イ 各部門の組織及び責任体制について

ウ 職員の能力向上のための研修等について

エ その他病院管理・人事管理に関することについて

2 政策的医療機能

(1) 医師・看護師等の人材育成

①医師については臨床研修指定病院として特に地域医療に関心を持った研修医を、また看護実習についても積極的に受け入れること。

②地域の消防職員の研修受け入れや、メディカルサマースクールの開催による啓発など、地域の医療人材の育成にも取り組むこと。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 臨床研修医、看護実習生等の受け入れについて

イ 地域の医療人材の育成について

(2) 救急医療の確保

①志摩地域の二次救急病院として、地域の医療機関と連携を図り365日24時間の受入れ体制を回復すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 救急外来の人的配置について（医師・看護師・検査技師等）について
- イ 診療方針・診療体制について

(3) 災害時医療

①南勢志摩二次医療圏における災害拠点病院として、災害時には、傷病者の受入れ等、被災者の医療救護活動の中心的な役割を担うこと。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 災害医療の考え方、災害訓練の内容、回数等について
- イ 外来診療棟のヘリポートの活用方法について
- ウ 災害対策や訓練に関して運営中の病院のマニュアルを示すこと。

(4) へき地医療

①へき地医療拠点病院として離島・へき地等の診療所への代診医派遣や共同研究会の開催等を通じ、地域医療の維持に貢献すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア へき地医療支援の考え方について

(5) 医師及び看護師等の研究研修について

①医師及び看護師等の人材育成を行い、医療の質の向上及び病院内外の医療従事者のスキル向上に貢献すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 専門医、認定看護師等の育成について

(6) 高度医療部門の運営

①志摩地域の中核病院として高度医療を提供すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

- ア 高度医療の提供について
- イ 運営中の病院での実績について

(7) 特殊医療

①志摩・鳥羽・南伊勢の地域において唯一の産婦人科を開設する病院として、周産期医療の機能の回復を図ること。

②急性期病院である当院においてリハビリテーションを実施することにより、患者の早期回復に努めること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 診療方針・診療体制について

(8) 精神科身体合併症医療

①地域で唯一の精神科を有している病院として精神科患者を受け入れること、また総合病院であることから精神科身体合併症患者に対する医療を提供すること。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 精神科と関連診療科との連携について

イ 合併症医療を行う上での医師・看護師等の人的体制について

3 指定期間を通じて達成すべき成果指標

指定管理者が業務の遂行にあたり医療の質の向上を図るため、成果指標を設定します。

4 その他

県の条件（指定管理者が実施すべき医療機能）と異なる計画（段階的な実施計画）がある場合は、それぞれの時期・理由を明らかにして示すこと。

III 指定管理に関する基本的事項について

1 指定管理の協定

病院事業の管理者と指定管理者は、本業務の実施に必要な事項について、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結します。

2 会計・経理の原則

指定管理者は、病院事業に関して自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、団体自身の口座とは別の口座で管理することとします。

3 経費に関する事項

利用料金制を採用します。指定管理者は、指定管理者が行う業務の収入及び県が支払う施設の運営に要する経費（以下「指定管理料」という。）等をもって志摩病院を運営

します。

(1) 指定管理料について

指定管理料は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、県と指定管理者の協議によって決定し、年度協定に規定します。

(2) 指定管理者の収入として想定されるもの

①利用料金収入（診療報酬等）

利用料金は、三重県病院事業条例第12条第2項に規定する額とします。

②指定管理料（政策医療交付金）

政策医療の実施に要する経費について、収支計画書の提案金額に基づき協議を行い、県は予算の範囲内で指定管理料を支払います。

③手数料徴収委託料

地方公営企業法第33条の2の規定により締結する徴収委託事務契約に基づき、県に納入された手数料収入（文書料等）に相当する金額を、指定管理者に支払います。

(3) 指定管理者負担金

指定管理者は県に対し指定管理者負担金を支払うこととします。なお、具体的な内容及び負担割合等は、今後検討して行きます。

(4) 指定管理料等の支払い

支払いの時期や方法等は、協議の上、協定で定めます。

●以下について提案あるいは考え方を示すこと。

ア 政策医療の実施に伴う経費の交付について

イ 長期収支計画（年度別内訳を含む）及びその考え方について

4 管理に関する報告・指示等

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、速やかに志摩病院の管理の業務に関し事業報告書を作成し提出すること。（地方自治法第244条の2第7項）

また、中期経営計画その他協議により別に定める経営及び管理に関する書類を提出すること。

(2) 報告・指示等

①県は、志摩病院の管理の適正を期すため、指定管理者に対し、志摩病院の管理の業務又は経理の状況に関し、報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行う（地方自治法第244条の2第10項）

②病院長の任免、その他管理に関する重要な事項を変更しようとするときは、あらかじめ県に届け出ること。

5 県と指定管理者との責任の分担

県と指定管理者との責任分担や施設の管理を行うにあたり支障を生じさせるおそれのある事項については、分担表を作成して定めることとします。

ただし、分担表に定める事項で疑義がある場合又は定めのないリスクが生じた場合は、県と指定管理者が協議のうえ決定します。

6 医療事故等への対応

医療事故等が発生した場合、指定管理者は患者等の救済を第一に行うとともに、ただちに県に連絡を行うものとします。

事故等に関する対応は、指定管理者が責任を持って行うものとします。

指定管理者は、医療事故等賠償責任保険等に加入するなど、万全な体制を整えるものとします。

また、指定管理者は、医療事故の公表について、県に準じて行うものとします。